

障害のある方などのための駐車スペースの適正利用にご協力をお願いします。

兵庫ゆずりあい駐車場制度



障害のある方などのための駐車スペースを
適正にご利用いただくため
兵庫県が県内共通の「兵庫ゆずりあい駐車場利用証」を
交付する制度です。

譲りあい感謝マーク

対象となる駐車施設

公共施設や商業施設、飲食店、病院、ホテルなどの駐車場で「兵庫ゆずりあい駐車場」の案内標示がある駐車区画です。なお、本県で交付した利用証は、他府県での同様制度の駐車施設でもご利用いただけます。

(県内の対象施設は県のホームページでご覧いただけます。)

※ 県内の兵庫ゆずりあい駐車場の利用に関しては、「駐車禁止除外指定車標章」(公安委員会発行)を利用証として活用可能です。

利用証の交付対象

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、高齢者、妊産婦、傷病人などで、歩行が困難な方です。

※ 詳しくは、裏面の『交付対象者』をご覧ください。

利用証の申し込み

申請書に必要事項を記入し、歩行が困難なことが確認できる書類を持参のうえ、申請窓口(裏面記載)にご提出ください。

※ 詳しくは、裏面の『利用証の申請手続き』をご覧ください。



【案内標示】



【駐車場での設置例】



【利用証】

制度の基本となるのは、一人ひとりのゆずりあいの心です。
必要な方が利用できるよう、ご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ先

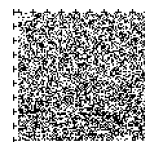
兵庫県健康福祉部障害福祉局 ユニバーサル推進課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

電話 078-362-4379 / FAX 078-362-9040

E-mail universal@pref.hyogo.lg.jp

HP <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf10/tyuusyajyou.html>



音声コード

交付対象者

利用証は、下記の基準に該当し、歩行が困難な方に交付します。

| 交付対象者 | | | 確認書類 | |
|--|---------------------------------|--|-------------------------|----------------------|
| 身体障害者 | 視覚障害 | 1・2・3・4級 | 身体障害者手帳 障害等級が左記の者の手帳 | |
| | 聴覚障害 | 2・3級 | | |
| | 平衡機能障害 | 3・5級 | | |
| | 肢体不自由 | 上肢 | | 1・2級 |
| | | 下肢 | | 1・2・3・4・5・6級 |
| | | 体幹 | | 1・2・3・5級 |
| | 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 | 上肢機能 移動機能 | | 1・2級 1・2・3・4・5・6級 |
| 心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸の機能障害、小腸機能障害 | | 1・3・4級 | | |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害 | | 1・2・3・4級 | | |
| 知的障害者 | 障害程度がAの者 | 療育手帳 | | |
| 精神障害者 | 障害等級が1級の者 | 精神障害者保健福祉手帳 | | |
| 難病患者 | 特定医療費（指定難病）受給者 小児慢性特定疾病医療受給者 | 特定医療費（指定難病）受給者証 小児慢性特定疾病医療受給者証 | | |
| 高齢者等 | 要介護1以上の者 | 介護保険被保険者証 | | |
| 妊産婦 | 母子健康手帳取得の者 | 母子健康手帳 | | |
| 傷病人 | 医師の診断書等において「歩行が困難」である旨の記載のある者 | 医師の診断書・意見書等（「歩行が困難である」ことの記載必要）、身分証明書（運転免許証、保険証等） | | |
| その他歩行が困難な方 | 知事が認める者 | ※県ユニバーサル推進課にお問い合わせください。 | | |

※ 利用証の有効期間は、交付対象者により異なります。

利用証の申請手続き

申請書に必要事項を記入し、上記の確認書類を持参のうえ、申請窓口にお越しください。

- ① 申請書は申請窓口を設置しているほか、県のホームページからダウンロードできます。
 - ② 上記の確認書類を必ず窓口で提示（または写しを添付）してください。
 - ③ 利用証は原則即日交付します（確認のため後日となることがあります。）。
- ※ 申請手数料は無料ですが、確認書類の取得に係る経費は自己負担となります。
- ※ 代理申請も可能です。その場合は、必ず申請者の承諾を得たうえ、代理人の方の身分証明書の提示をお願いします。
- ※ 窓口申請が難しい場合は、県ユニバーサル推進課にお問い合わせください。

申請窓口

【県】受付時間は月曜日から金曜日（祝日を除く）の9:00から17:00まで

| 窓口名 | 所在地 | 電話番号 |
|-----------------------------|---------------------|---|
| 兵庫県庁 健康福祉部障害福祉局 ユニバーサル推進課 | 神戸市中央区下山手通 5-10-1 | (078) 362-4379(直通) (078) 362-9040(FAX) |
| 神戸県民センター 県民交流室県民課 | 神戸市中央区中山手通 6-1-1 | (078) 361-8629 |
| 芦屋健康福祉事務所 監査・福祉課 | 芦屋市公光町 1-23 | (0797) 32-0707 |
| 宝塚健康福祉事務所 福祉課（宝塚総合庁舎） | 宝塚市旭町 2-4-15 | (0797) 83-3142 |
| 加古川健康福祉事務所 福祉課（加古川総合庁舎） | 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1 | (079) 421-1101(代表) (079) 421-9308(直通) |
| 加東健康福祉事務所 監査・福祉課（社総合庁舎） | 加東市社字西柿 1075-2 | (0795) 42-5111(代表) (0795) 42-9361(直通) |
| 中播磨健康福祉事務所 監査・地域福祉課(姫路総合庁舎) | 姫路市北条 1-98 | (079) 281-9214 |
| 龍野健康福祉事務所 地域福祉課（龍野庁舎） | たつの市龍野町富永 1311-3 | (0791) 63-5136 |
| 豊岡健康福祉事務所 監査・福祉課（豊岡総合庁舎） | 豊岡市幸町 7-11 | (0796) 23-1001(代表) (0796) 26-3669(直通) |
| 新温泉健康福祉事務所 生活福祉課 | 美方郡新温泉町三谷 389-1 | (0796) 82-3161 |
| 丹波健康福祉事務所 監査・福祉課（柏原総合庁舎） | 丹波市柏原町柏原 688 | (0795) 72-0500(代表) (0795) 73-3758(直通) |
| 洲本健康福祉事務所 監査・福祉課（洲本総合庁舎） | 洲本市塩屋 2-4-5 | (0799) 22-3541(代表) (0799) 26-2054(直通) |

【市町】県内全ての市町に申請窓口の設置協力をいただいております。

各市町窓口の詳細については、県ユニバーサル推進課へお問い合わせいただくか、県ホームページをご覧ください。